

八戸圏域水道企業団低入札価格調査制度実施要綱及び
最低制限価格制度要綱改正による変更について（お知らせ）

管財出納課 管財契約グループ

令和4年6月1日より八戸圏域水道企業団低入札価格調査制度実施要綱及び最低制限価格制度要綱を改正します。
今回の改正は令和4年6月1日以降に公告又は指名通知をする入札について適用されます。
この改正により次のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

建設工事における調査基準価格と最低制限価格の算定に用いる率の変更

低入札価格調査制度における「調査基準価格」及び最低制限価格制度における「最低制限価格」の一般管理費等に
乗じる率を変更します。

改正前

※①～④の額 1円未満は切り捨て

※①～④の合算額に千円未満の端数がある場合は切り捨て

	建設工事(解体を除く。)	解体工事のみ
①	直接工事費×9.7/10	直接工事費×8.5/10
②	共通仮設費×9/10	共通仮設費×8.5/10
②	現場管理費相当額×9/10	現場管理費相当額×8.5/10
④	一般管理費等× <u>5.5</u> /10	一般管理費等× <u>5</u> /10
調査基準価格及び最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を加算して算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。 $(①+②+③+④)+消費税等相当額 > 予定価格 \times 9.2/10$ のときは予定価格×9.2/10 $予定価格 \times 7.5/10 > (①+②+③+④)+消費税等相当額$ のときは予定価格×7.5/10		



改正後

※①～④の額 1円未満は切り捨て

※①～④の合算額に千円未満の端数がある場合は切り捨て

	建設工事(解体を除く。)	解体工事のみ
①	直接工事費×9.7/10	直接工事費×8.5/10
②	共通仮設費×9/10	共通仮設費×8.5/10
③	現場管理費相当額×9/10	現場管理費相当額×8.5/10
④	一般管理費等× <u>6.8</u> /10	一般管理費等× <u>6.3</u> /10
調査基準価格及び最低制限価格は①～④の合算額に消費税等相当額を加算して算出されるが、次の条件の場合はこちらとなる。 $(①+②+③+④)+消費税等相当額 > 予定価格 \times 9.2/10$ のときは予定価格×9.2/10 $予定価格 \times 7.5/10 > (①+②+③+④)+消費税等相当額$ のときは予定価格×7.5/10		

※特別な理由がある場合は予定価格に10分の7.5以上10分の9.2の範囲でその都度契約担当者が定める率を乗じて得た額

※数値的判断基準(失格基準)については、変更ありません。